

第九部

第二回参議院農林委員會會議錄第十二号

(三七七)

昭和二十三年六月二十一日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○獸醫師会及び裝飾師会の解散に関する法律案(内閣送付)

○家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午後一時四十五分開会

○委員長(梶見義男君) これより委員會を開会いたします。本日は獸醫師会及び裝飾師会の解散に関する法律案及び家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。

○羽生三七君 この際申上げて置きたいことがあります。それは只今財政及び金融委員會に付託されております所得税法の一部を改正する法律案の中にあります第一條の「左に掲げる所得については、所得税を課さない。」の第三項の次に、

四、食糧管理法によつて供出せしめられた米、麦類、甘藷、馬鈴薯及び雜穀に対しては政府から支拂う奨励金及び報償金

の一項を加え、奨励金及び報償金に対しては所得税を免除して貰いたいと思つては、極めて大きな影響があります。政府に対しては財政上は大して負担とはならないと考えます。従つて本委員會で決定して財政及び金融委員會に申込まれたらよいのではないかと思つて、聞くところによりますと、衆議院でも本日この問題を議することに

なつてゐることとありますので、兩院一致して同一歩調を取つて行きたいと思つてゐます。

○委員長(梶見義男君) 只今羽生さんから御提案になつた件につきまして、以前にも問題になつたことがあり、大体各委員も別に御異議はないと思つてゐるから、各派が協同して実現し得るようになつてゐると思つてゐます。従つて本件は農林委員會としては全員一致で決定することとしたいと思います。尙委員長より然るべくそれ／＼連絡すべきところに連絡をいたし実現を期したいと思つてゐます。

○委員長(梶見義男君) それでは政府大官より提案理由を聴取することにいたします。

○政府委員(大島壽壽君) 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案及び獸醫師会及び裝飾師会の解散に関する法律案の提案理由を説明いたします。

先ず家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案につきましては、御承知のとおり我が國は周辺に各種家畜傳染病の常在地を擁し、常時これら傳染病の侵入に暴露されておるのが実情であります。過去数十年に亘る努力の結果、朝鮮、台灣から牛疫、口蹄疫、牛肺疫のごとき悪性傳染病を駆逐し、更に滿蒙、華北からの掃蕩に清々その実を納めつつあつたところ、敗戦によつて國內家畜防疫と一連の關係にあつたこれらの家畜防疫施設を一挙にして失つたのであります。加ふるに終戦の混乱に

乗じて、これらの地域には再び各種の傳染病が流行している模様であり、家畜の密輸入の絶えない事実等を考えます場合、実に寒心に堪えないものがあるものであります。よつてこれらの新事態に対処するために家畜傳染病予防法を整備強化して、その万全を期さなければならぬ次第であり、又御承知の通り畜産の振興に対する世論の要請に切なるものがありますので、政府といたしまして、この線に副うて折角努力中であり、この意味からいたしましても表裏一体の關係にある家畜防疫を従前より更に強化する必要に迫られておりますので、本法案を提案した次第であります。

次に、この改正案の要旨について簡単に御説明申し上げたいと思つてゐます。

第一は海産物において行つた家畜防疫は税関長において実施し得ることになつておりましたのを、農林省直轄の動物防疫所が発見いたしましたので、税関長を動物防疫所長に改めた点であります。

第二は、侵入又は蔓延し、畜産に重大な影響を與える虞れの多い傳染病を家畜傳染病として定め、すでに危険のないと認められるものを除き、又一部の傳染病を獸醫學の進歩に伴つて病的に配列換えをいたしました点であります。

第三は、以上のように家畜や傳染病の種類を定めておりましたも、これ以外に発生して畜産に重大な影響を及ぼす虞れのあるものが過去の例におきま

してもありましたので、かかる事態の発生した場合、農林大臣が臨時の防疫をなし得るよう改めた点であります。勿論本法を適用いたしますれば個人の経済にも制約を加へることになりますので、この措置は極めて暫定的なものとし、引続き必要ならば、法律を改正してこれに當るべきものであります。それから、改正案におきましては、その有効期間を一年間以内にとめたのであります。

第四は、第二の改正に伴ひまして、本法の傳染病から削除したものに、つぎ、又新たに本法に加へたものの病性を考慮し、防疫措置に寛嚴の度を設け、關係條文の整理を行つた点であります。

第五は、新たに輸出家畜及び畜産物についても輸入の場合と同様、本法に基く防疫を実施するよう改めたことであります。

第六は、都道府縣外に家畜を移動せんとするときは、都道府縣知事又は都道府縣知事の指定する獸醫師の発行する健康証明書を要することとした点であります。家畜傳染病の蔓延を防ぎ、健康な家畜を手入れしめることが、畜産振興に於いては農業経営の改善にも農業生産の増進にも必要でありますので、この措置をいたしたものであります。但し屠殺の目的を以て屠場に直行するものであることを都道府縣知事に於いて証明したものは、証明書を必要としないこととしたしております。その理由をいたしましては、到屠後一定

の場所短期間飼われるものであること、徒らに拘束することは延いては畜産の発達を阻害することを考慮したからであります。

第七は、罰則の金額を改正した点であります。第八は、從來勅令で定められることになつていた費用負担区分を、地方財政法制定の精神に副つて法律の中に組み入れた点であります。第九は屠場において屠殺解体の結果、傳染病に罹つてゐることが分り、食用に適せずして廃棄したものに對して手当金を交付することになつてゐた條項を削除した点であります。その理由は出荷地において防疫施設をし、又屠場に入る際生体検査をすれば概ね防疫の目的を果し得ると考へること、過去において、この事例の少かつたこと、この條項を設ける必要を認めないからであります。

第十は、從來家畜防疫に限つて國又は宮内省の家畜その他のものに適用することになつておりましたのを、防疫に限らず全般的に適用するよう改め、又軍に関する規定を除いた点であります。第十一は、馬の傳染性貧血に罹つた馬の殺処分に関する法律と畜牛結核病予防法を廃止し、これらの傳染病を本法に加へたこととあります。馬の傳染性貧血は近年ますます蔓延の傾向にありますが、幸い診断法も或る程度見通しの付いたのを機会に、他の傳染病と同様な方法によつて防疫を図るのが至当と考へるからであります。又牛の結核病は永年の予防によつて重症のもの

午後二時十五分速記中止

午後三時五十八分速記開始

○委員長(横見義男君)速記を始め
て。本日はこの程度で散会いたしたい
と存じます。

(予備審査のための付託は六月十二日)

一、麦の供出割当は正並びに被害等の措置に関する請願（第四十二号）

第九百七十七號 昭和二十三年六月
七日受理
農村課税の軽減並びに米價是正に關する請願

第九百八十九号 昭和二十三年六月
八日受理
川辺村の麦供出酬当に関する請願

○委員(議員) 速記を始めて。本日はこの程度で散会いたしたいと存じます。

月十二日)

「の」の抽出(大)に於いては、その措置に関する請願(第十四十二号)

農村課税の軽減並びに米價は正に関する請願

八日受理

川辺村の麦供出割当に関する請願

請願者 埼玉縣北埼玉郡川辺村 長 小堀彌太郎

紹介議員 小川友三君

埼玉縣川辺村では、昨年九月の大水害によつて本年度の麦作は二十五パーセントの減収をきたしているから、供出割当も二十五パーセント減らされたいとの請願。

第九百九十号 昭和二十三年六月八日受理

行幸村の麦供出割当に関する請願

請願者 埼玉縣北埼玉郡行幸村 長 新島孝蔵

紹介議員 小川友三君

埼玉縣行幸村では、昨年九月の大水害によつて本年度の麦作実収は四十パーセントの減収を来しているから、供出割当も四十パーセント減らされたいとの請願。

第九百九十一号 昭和二十三年六月八日受理

横現堂川村の麦供出割当に関する請願

請願者 埼玉縣北埼玉郡横現堂 川村長 廣川峻

紹介議員 小川友三君

埼玉縣横現堂川村では、昨年九月の大水害によつて本年度の麦作の減収は全村に及んでいるから、供出割当は昨年度の四十パーセント減にされたいとの請願。

第九百九十三号 昭和二十三年六月八日受理

北見種畜牧場存置に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町長 本宮章太郎

紹介議員 木下源吉君

北海道北見種畜牧場は上川、留萌、宗谷の三支廳区域及び旭川、留萌両市を

第九部 農林委員会會議第十二号 昭和二十三年六月二十一日

包含し、全國最北端の種畜牧場として、北部北海道における畜産の改良と振興に重責を荷つてゐるが、他種畜牧場と比して諸圖書記載の特異性を有しているから、本牧場を存続せられたいとの請願。

第九百九十四号 昭和二十三年六月八日受理

開墾と山林経営調整に関する請願

請願者 新海縣中浦原郡村松村 笠原藤七外二十九名

紹介議員 北村一男君

農地改革に伴いその実行機関として設けられた農地委員会は、山林を未墾地として開放する際、その山林が防風上或は水源涵養上直接間接に國土保安、農業生産上に役立っていることを総合的に判断することなく開放を決定している例が多いため山林経営は、不安と危険にさらされているから、未墾地解放を即時打切つて山林経営上の一大不安を除くとともに、今後は既墾地の改良と農業技術の向上を計るよう農業政策を轉換されたいとの請願。

第九百九十五号 昭和二十三年六月八日受理

未墾地買収計画に関する請願

請願者 新潟縣南蒲原郡加茂町 大字加茂 南橋新吾

紹介議員 北村一男君

長沢村農地委員会は、請願者所有のきり畑及び急傾斜の立木地帯を未開墾地として買収を決定したが、これは、村農地委員会が一方的に買収決定の権能を持つたため、山林土地を確保しようとする農家の意思を代表して、林業又はきり畑による方が、あらゆる角度より見て、利用價值の大きい土地をも開

發適地とする無暴を敢えて行つたものである。このようなことが行われてい

ては、將來國土を荒廃せしめ國家再建の基礎を危くすることになるから、山林開墾を阻止めとするよう法律を改正されたいとの請願。

第十二号 昭和二十三年六月九日受理

櫻島大根の價格改訂等に関する請願

請願者 鹿児島縣鹿児島郡西櫻島村長 武定利

紹介議員 島津忠彦君

櫻島大根は、その品種並びに味において、はるかに一般大根と趣を異にしており又その育成には相当の努力を要するものである。しかしして物價騰貴示第四百六十五号によつて鹿児島大根、守口大根等が特種大根として他の大根と區別して價格が定められているにもかかわらず櫻島大根が他の大根と同様の取扱を受けているのは外であるから、速かに價格を引上げられるとともに実情に則した肥料の配給、トマトをを菜より除外する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第十三号 昭和二十三年六月九日受理

小貝川水源地の開拓中止に関する請願

請願者 栃木縣那須郡荒川村長 中山利廣外二十八名

紹介議員 岡田喜久治君外一名

今回政府は開拓計画の一端として小貝川の水源地である栃木縣那須郡荒川村内の山林千二百町歩を開拓予定地に指定し右指定地内で開墾適地を定めようとしてゐる由であるが、もしこのよう

な開墾が成功したならば、上流各部落の水田は、用水不足のため植付不能に

陥いるのみならず下流のかん青、水害は一層激化することは明らかで、結局開拓によつて得るところよりも失うところの大きいのは必至であるから、右開拓を中止されたいとの請願。

第十四号 昭和二十三年六月十日受理

東横野村のひより害対策に関する請願

請願者 群馬縣碓氷郡東横野村 長 佐藤太郎外四名

紹介議員 鈴木順一君

群馬縣碓氷郡東横野村では去る五月二十七日の約一時間に及ぶひよりの交えた大暴風雨によつて水陸稻、さつまいもの苗床は全滅し、麦類、馬いしよを始め農作物の收穫高も非常に減る見込となつたから、租税の減免、麦及び馬いしよの政府買入割当の減免等の措置を講ぜられたいとの請願。

第十二十五号 昭和二十三年六月十一日受理

主食の不安一掃に関する請願

請願者 名古屋市中區橋町五ノ一五 梶浦昌義外百七十四名

紹介議員 竹中七郎君

日とともに高騰する物價のため、道義は地に落ち弱肉強食の浅ましい世相を呈している。このような悲しむべき國情を救う根本方策は、まづ第一に國民の主食に関する不安を一掃することであるから、政府は最も適當なる方途を講じて更に米穀一千万石の輸入を図り國民生存上の不安を一掃されたいとの請願。

第十二十九号 昭和二十三年六月十一日受理

米單作地帯への補給金交付等に関する請願

請願者 福井縣議會議長 兒玉龍太郎外十一名

紹介議員 下條恭兵君

米單作地帯は特殊事情があるから米價改訂の際は、二割以上の特別補給金の交付又は土地改良費の全額國庫負担及び麦の適正なる供出割当等について速かに措置を講ぜられたいとの請願。

第十三十九号 昭和二十三年六月十一日受理

茨城縣のひより害應急対策に関する請願(二件)

請願者 茨城縣知事 友末洋治 外一名

紹介議員 柴田政次君

去る五月二十八、二十九兩日にわたり茨城縣下は雷雨とともに降ひよりの襲來にあひ、その被害の激じんさと廣範圍にわたることはまれに見るもので、本縣は應急対策に万全を期しているが、縣財政ではその万策も立たないから、請願書記載事項につき、國庫補助により早急に実施せられたいとの請願。

第十四十二号 昭和二十三年六月十一日受理

大阪市の自作農創設特別措置法第五條の指定に関する請願

請願者 大阪市政府内大阪市内土地整理協會長 近藤博夫外一名

紹介議員 左藤義詮君

昭和二十一年農地調整法並びに自作農創設特別措置法が施行されたが、種々不合理な点を生じたため、昭和二十二年「土地區画整理施行地区に関する自作農創設特別措置法第五條第四号の指定標準等に関する件」が發せられた

が、なお且つ諸願書記載の事項のように障害が生じ殊に特殊性のある大阪市では一層その感が深いので、都市計画区域内においては、買収の対象とする場所を指定するという方針に改正せられたいとの諸願。

第十四十二号 昭和二十三年六月十一日受理
麦の供出割当是正並びに病害等の措置に関する諸願

請願者 茨城縣知事 友末洋治
紹介議員 柴田政次君

茨城縣下の本年麦作につき生産確保を図つてきたが、四月以降天候、氣温の關係及び肥料の配給の遅延等のため、病害の大規模発生をきたし、大減収を免れ得ない状態となつたから、諸願書記載の各項につき早急に具体的措置を講ぜられたいとの諸願。

第十六十三号 昭和二十三年六月十一日受理
宮崎種畜牧場存置に関する諸願

請願者 宮崎縣知事 安中忠雄
紹介議員 水久保基作君

宮崎縣は、畜産農業縣として本邦においても有数の縣であるが、將來これを更に振興するためには、畜産農業技術機關の存在が決定的に必要であるから、そう合種畜牧場としての條件を完全具備している宮崎種畜牧場を存置してこれの拡充を図られたいとの諸願。

第四百八十八号 昭和二十三年六月七日受理
米、麦その他の農産物價格是正に関する陳情

兵庫縣有馬郡大沢村神付 上田茂外六百四十五名

昭和二十三年八月二十四日印刷

米、麦その他の農産物は、他物價に比して非常に安價に評價されているため農家の經濟は非常に苦しいから、他物價との均衡を保つように農民代表を加えて、適正且つ合理的な價格を決定されたく、同時に課税の減免も配慮せられて農村經濟の安定を計られたいとの陳情。

第五百六号 昭和二十三年六月十一日受理
岡山縣の地方競馬縣管移管に関する陳情

岡山縣議會議長 友保知

地方競馬の開催權は現在縣を區域とする馬匹組合にあるが、岡山縣では組合が解散の機運にあるので、地方畜産の振興並びに公共事業の發展に寄與のため地方競馬を縣管に移管せしめられたいとの陳情。

第五百七号 昭和二十三年六月十一日受理
主食配給改善に関する陳情

名古屋市長 松久好次
名古屋市長 松久好次

主食配給の迅速正確を期して遅欠配をなくするために、強力な措置による回米の操作、配給対象の常時的確な調査と現物裏付けの迅速化、公園職員の一ビス改善等に留意せられたいとの陳情。

第五百十号 昭和二十三年六月十一日受理
農業協同組合法改正反対に関する陳情

甲府市朝日町一八八山梨縣農業協同組合内 樋口光治

農業協同組合連合会の事業兼営を制限することは、連合会を強制的に分立せしめて、経営合理化の基礎を失わせ、農民負担の増大を招くことになる

昭和二十三年八月二十五日発行

から、この改正には反対するとの陳情。

第五百二十号 昭和二十三年六月十二日受理
奈良縣吉野郡地区の民林有官行しやく伐事業の継続に関する陳情

奈良市東向中町一 奈良縣森林組合連合會長 中野利右衛門

民有林官行しやく伐事業は昭和二十二年度をもつて中止される趣であるが、奈良縣内においては実施されている吉野郡地区については、諸願書記載の事情により、地元民の要望と本縣林業開発上本事業を継続されたいとの陳情。

第五百二十一号 昭和二十三年六月十二日受理
新炭生産價格改訂等に関する陳情

宇都宮市東端田町那須地区新炭生産組合連合會長 藤田實雄外八名

新炭は國民生活安定上重要な物資であるが、この生産は原木と價格の面で完全に行きつまつてゐるので、生産者の生産意欲と供出意欲をたかめるため、諸願書記載の事項を早急に実現されたいとの陳情。